

別記

情報セキュリティ特記事項

第1版（令和7年5月）

本契約の受託者は、小諸市情報セキュリティポリシー（以下「情報セキュリティポリシー」という。）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令の規定を遵守して契約を履行するものとする。

本特記事項は、契約書、仕様書、覚書その他の契約書面と一体をなすものとし、本特記事項の記載内容が他の契約書面と相違するときは、本特記事項の記載内容を優先する。

（基本的事項）

第1 受託者は、本契約による業務を行うにあたり、情報資産の取扱いに際し、情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざん等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

（定義）

第2 本特記事項において使用する用語の定義は、情報セキュリティポリシー基本方針に掲げるとおりとする。

（責任体制）

第3 受託者は、本契約による業務に関して、次に掲げる事項について書面により委託者へ提出しなければならない。また、内容に変更がある場合、受託者は速やかに書面により委託者へ連絡しなければならない。

- (1) 情報資産の取扱部署及び責任者並びに業務従事者（以下「従事者」という。）
- (2) 通常時及び緊急時の連絡体制
- (3) 業務内容と作業場所

（秘密の保持）

第4 受託者は、本契約による業務に関して知り得た情報をみだりに他人に知らせ、又は当該委託業務以外の目的で使用してはならない。

- 2 受託者は、本契約の責任者及び従事者に対し、在職中及び退職後においても、本契約による業務に関して知り得た情報をみだりに第三者に知らせ、又は当該業務以外の目的で使用してはならないことその他情報資産の保護に関して必要な事項を周知徹底するとともに適切な教育を行うこと。

3 受託者は、委託者から前項の実施状況等について報告を求められた場合は、書面により委託者へ提出すること。

4 前項1及び2の規定は、本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(委託目的以外の利用等の禁止)

第5 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、本契約による業務に係る情報資産を当該業務以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、本契約による業務に係る情報資産を複写し、又は複製してはならない。

(業務履行場所以外への持出禁止)

第7 受託者は、委託者の指示又は承諾があるときを除き、本契約による業務に係る情報資産を業務履行場所以外へ持ち出してはならない。

(情報資産の保管及び搬送)

第8 受託者は、本契約による業務に係る情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他の事故等を防止するため、情報資産の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

2 受託者は、本契約による業務を行うにあたり、情報資産を情報システム内で保管したときは、当該情報資産へのアクセスを本契約による業務の履行に必要最小限の従事者に限って行わせなければならない。この場合において、アクセス権限を有しない者が、当該情報資産へアクセスすることができないよう適切な措置を講じなければならない。

3 受託者は、本契約による業務に係る情報資産を外部へ送付し、又は持ち出すときは、パスワードの設定その他情報資産が漏えいしないための適切な措置を講じなければならない。

(情報資産の返還又は処分)

第9 受託者は、本契約による業務を処理するために委託者から貸与され、又は受託者が収集し、若しくは作成した個人情報記録された情報資産を、本契約の終了後直ちに委託者に返還し、若しくは引き渡し、又は消去するものとする。ただし、委託者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(再委託)

第10 受託者は、委託者の承諾があるときを除き、本契約による情報資産の取扱いを自ら行うものとし、その取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 受託者は、情報資産の取扱いを第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、当該委託先又は請負先に、本特記事項で要求する事項を遵守させなければならない。

(委託業務に係る報告及び実地調査)

第 11 委託者は、個人情報の安全管理の適正を期するため、受託者に対し、契約内容の遵守状況に関し定期に、又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができるものとする。

- 2 受託者は、委託者から業務履行場所への実地調査等の申入れがあったときは、特段の理由が認められる場合を除き、協力しなければならない。

- 3 委託者は、第 1 項による業務履行場所への実地調査等による確認の結果、受託者による情報セキュリティの運用状況が不適切であると認めたときは、期限を定めて改善を勧告するものとする。

- 4 受託者は、前項による改善勧告を受けたときは、この改善勧告に速やかに応じなければならない。

(事故発生時における措置)

第 12 受託者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の本特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。本契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

- 2 受託者において個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故が発生し、委託者が第三者から請求を受け、又は第三者との間で紛争が生じた場合には、受託者は委託者の指示に基づき、自らの責任と負担でこれに対処するものとする。この場合において、委託者が損害を被ったときは、委託者は受託者に対して当該損害の賠償を請求できるものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第 13 委託者は、受託者が本特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

- 2 委託者は、受託者の故意または過失によって、情報システム、ソフトウェア及びデータ等の盗難、滅失、または毀損等の事故が発生し、損害を受けた場合、受託者にその賠償を請求することができる。

(その他)

第 14 受託者は、本特記事項に定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

以上